

令和5年度 岐阜県内部統制評価報告書

岐阜県知事古田肇は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

(1) 岐阜県内部統制基本方針の策定

岐阜県では、平成18年7月に発覚した不正資金問題に対する深い反省の上に立って策定した「岐阜県政再生プログラム」及び「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための改革に取り組んできたところです。

職員一人ひとりが岐阜県政再生に向けた決意を改めて胸に刻み、県政のガバナンスをより強固で適正なものにしていくため、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、令和2年4月に「岐阜県内部統制基本方針」を定め、従前の取組を基盤とした岐阜県版の内部統制制度を確立しました。

当該基本方針に基づき、内部統制体制の整備及び運用を行っています。

(2) 内部統制の対象事務

ア 知事部局及び行政委員会等の財務に関する事務

イ 知事部局の許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理及び組織運営に関する事務その他所属固有の事務

(3) 内部統制の推進・評価体制

副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築しました。

各所属の内部統制を推進する責任者として「内部統制推進員」を置き、各所属の出納員の職にある者（本庁では管理調整監等、現地機関では総務課長等）を充てています。

2 評価手続

(1) 評価対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

(2) 評価基準日

令和6年3月31日

(3) 評価方法

ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、1(2)の対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、財務に関する事務において運用上の重大な不備を把握したため、当該事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

また、その他の内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為を支出負担行為といい（地方自治法第232条の3）、岐阜県では、支出負担行為をしようとするときは、その目的、予定金額、時期その他必要な事項を明らかにした事前決裁書によりこれを決定し、本庁各課にあつては、経費の区分ごとに定める額未満である場合等を除いて、あらかじめ会計管理者に合議しなければならないとしています（岐阜県会計規則第9条本文及び第11条第1項本文）。

3において把握した運用上の重大な不備は、商工労働部県産品流通支援課が、その予定金額が348,024,000円及び27,224,000円である2件の工事負担金に係る支出負担行為をしようとするときに、当該事前決裁書による決定及び会計管理者への合議を行っていなかったものです。

これらの工事負担金を支出するに当たり、当該不備を把握して速やかに対応を行った結果、適切な状況を回復しました。

この事案を踏まえ、同課においては、工事負担金に係る会計事務の手順を改めて整理し、その内容を管理職を含めた職員の間で共有するとともに、人事異動の際には後任者へ適切に事務の引継ぎが行われるよう徹底しました。

令和6年8月20日 岐阜県知事 古田 肇